

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る訪問者の受入れについて
(活動制限指針レベル3～5用)

本学の各部局（医学部を除く。）における訪問者については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本学の活動制限指針レベルが「3」又は「4」である場合、オンラインの活用等、訪問に代わる措置をとり、原則受け入れないこととする。ただし、業務遂行上、真にやむを得ない場合に限り、当該部局長の判断で受け入れることができるものとする。

なお、今後本学の活動制限指針レベルが「5」となった場合、訪問者の受入れは原則禁止とする。

○感染拡大地域からの訪問者について

感染が急激に拡大している地域（緊急事態宣言が発令されている地域及び佐賀県が要請する地域）からの訪問者を受け入れる場合は、訪問者と対面する教職員等に対し、以下の「訪問者の受入れ対応について」に定める各事項を遵守させること。

○訪問者の受入れ対応について

- (1) 訪問者に対し、マスク等の持参と着用、手指の消毒、咳エチケットの遵守等の感染防止対策の徹底を要請すること。
- (2) 訪問者に37.5度以上の発熱、咳、鼻水等の風邪の症状がある場合は、訪問の取り止め、延期等を要請すること。
- (3) 訪問者と対面する教職員等に対し、マスク等の着用、アルコール消毒液の設置、室内換気、十分な対人距離の確保、近距離での会話や大声の抑制等の感染防止対策を徹底させること。
- (4) 訪問者の退出後、机や椅子といった訪問者が触れた可能性があるものについて、アルコール消毒液等を用いて拭き取りを行うこと。
- (5) 訪問者の新型コロナウイルス感染症感染が判明した場合は、速やかに総務部総務課へ申し出ること。
- (6) 訪問者に誓約書（別記様式）を提出させ、訪問者の氏名、連絡先等について、遺漏のないよう適切に記録しておくこと。

○感染拡大地域以外からの訪問者について

感染拡大地域以外からの訪問者は、本学教職員が要請した場合に限って受け入れることとし、受入れの際は、訪問者と対面する教職員等に上記「訪問者の受入れ対応について」の(1)～(5)に定める事項を遵守させること。

○イベント参加に伴う訪問者について

本学が主催するイベント等の参加に伴う訪問者は、「本学における感染拡大の防止について（令和2年4月1日学長通知）」に基づき対応すること。

誓約書

佐賀大学長 殿

訪問日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

所 属： _____

氏 名： _____

電話番号： _____

私は、貴学を訪問するにあたり、訪問日から遡って14日間、下記の要件を満たしていることを誓約します。また、訪問終了後、14日以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、速やかに貴学へ届け出ます。

記

- 訪問日の検温結果（ _____ ）℃
- 発熱・倦怠感・咳・喉の痛み・下痢・嘔吐・味覚異常等の症状は、一切ありません。
- 新型コロナウイルス感染者との濃厚接触歴や会食歴は、一切ありません。
- クラスタ発発生施設への立ち寄り歴（職務を含む。）は、一切ありません。

以上